

第2号様式

附属機関等の会議開催予定通知書

会議の名称	令和7年度第3回山口県犯罪被害者等支援施策評価委員会		
議題	<input type="radio"/> 第2次「山口県犯罪被害者等支援推進計画（最終案）」について <input type="radio"/> 多機関ワンストップサービス体制について		
日時	令和8年2月2日(月曜日) 14:00から15:30まで		
場所	山口県庁4階 共用第5会議室		
公開状況	公開	部分公開	非公開
部分公開の場合 その区分	公開部分	環境生活部長挨拶	
	非公開部分	環境生活部長挨拶終了後	
非公開部分についての理由	山口県情報公開条例第23条第1号該当 (情報公開条例第7条第1号個人情報を扱う会議のため)		
傍聬人の定員	5人		
会議開催前の報道発表等の有無	<input checked="" type="checkbox"/> (1月26日予定)・なし		
傍聬の受付	当日、会場において13:30から先着順で受付を行う。		
※傍聬に当たっては、傍聬要領を遵守してください。			
担当課名等	県民生活課地域安心・安全推進班 電話番号(083)933-2619(直通)		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

傍聴要領

1 傍聴する場合の手続き

傍聴の受付は、先着順で行い、定員に達し次第、受付を終了します。

2 会議を傍聴するに当たり、守っていただく事項

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明しないこと。（オンライン会議の場合、傍聴者の音声・ビデオはオフとします。）
- (2) 会議場において、飲食及び喫煙をしないこと。
- (3) 会議場において、写真撮影、録画、録音等をしないこと。ただし、委員長の許可を得た場合は、この限りではありません。
- (4) 会議の秩序を乱したり、議事を妨害したりしないこと。
- (5) のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものの携帯又は着用をしないこと。
- (6) その他、会議場では、委員長の指示に従うこと。

3 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴される方が2に掲げる事項に違反したときは、注意し、なお従われないときは、退場していただく場合があります。
- (2) 会議開催中、会場の秩序の維持ができなくなった場合又は緊急に公開になじまない事項を審議する必要が生じた場合は、会議を途中で非公開とする場合があります。